

## 2. 土壌汚染をできるだけ早期に発見するためのチェックポイントについて

前述した「1. 有害物質の取扱い—人為的な漏洩等によって新たな土壌汚染の要因をつくらないために—」に挙げたような措置をすり抜けて、有害物質の漏洩等が生じて土壌汚染や地下水汚染まで至っている可能性があることを事業者の方々が自ら五感等（主に視覚と嗅覚）を活用して簡易に確認できるチェックポイントを、以下の①～④に分けて次頁以降に挙げます。

- ①事前準備
- ②設備、配管等の外観確認
- ③作業工程の実態確認
- ④設備周辺の状況確認

次頁以降に挙げたチェックポイントを確認した結果、有害物質の漏洩等が生じて有害物質が土壌まで達していることが憂慮される場合には、参考資料のb)に挙げた土壌汚染調査の実施を検討することが望まれます。

なお、次頁以降に挙げたチェックポイントは、あくまでも土壌汚染をできるだけ早期に発見するための典型的な事項ですので、貴事業所の工程や設備等の特徴、過去に経験された有害物質の漏洩等の事故や漏洩等の事故に繋がる可能性のあった事例（ヒヤリハット事例）、作業員の配置などに応じて書き換えて活用いただければ、同チェックポイントの実効性が高まります。

また、有害物質（あるいは有害物質を含む液状物等）を誤って土壌に直接こぼしてしまった場合は、こぼした有害物質が土壌や地下水に拡がってしまわないうちに応急措置を実施することが有効です。p.22 と p.23 のコラム欄で「有害物質を誤って土壌に直接こぼしてしまった場合の応急措置事例」を示しますので、参考にしてください。